

第2回多摩市手話言語条例検討会 要点録

日時	令和6年2月13日（火） 18:30～20:30	場 所	多摩市役所 西1・2・3会議室
出席者 （敬称略）	委員 ※敬称略	大杉、安部、大石、森、木多、三宅、一桙、川崎	
	障害福祉課 （事務局）	伊藤、平松、今野、薄井	
欠席者	委員 ※敬称略	なし	
記録者	事務局		
項 目	1 開会 2 検討会の会議運営に関する事項の確認の修正について 3 （仮称）多摩市手話言語条例に関するアンケート調査の結果について 4 多摩市手話言語条例素案について 5 閉会 配布資料 【資料1】多摩市手話言語条例検討会の会議運営に関する事項の確認（修正） 【資料2】多摩市手話言語条例に関するアンケート調査報告書 【資料3】条例素案 【資料4】条例構成案		
詳細			
1 開会	【座長】 委員の出席が定足数に達しているため、第2回多摩市手話言語条例検討会を開会する。 ～開会～ 事務局より配布資料1～4の説明、過不足の確認を行った。		
2 会議の公開について	本会議については原則通り公開となった。		
3 検討会の会議運営に関する事項の確認の修正	事務局より資料1について説明。 【木多】 手話と発言を併用したいと考えているが可能か。 【副座長】 考え方は様々ではあるが、会場には手話通訳がいるため、混乱を避けるためにも音声言語で発言してほしい。 【座長】		

	<p>会議での発言には重要なことが含まれるので、発言は手話と音声のどちらかにする方が良いと考える。</p>
<p>4 多摩市手話言語条例に関するアンケート調査報告書について</p>	<p>事務局より、資料2について説明。</p> <p>【座長】 アンケート結果はホームページに載せて周知してほしい。 また、アンケートで確認したい事項が2つある。 1つ目は、18ページのグラフの「学校等で学ぶ機会があったため」の項目が2つあり、片方が0になっているが記載ミスだろうか。</p> <p>【事務局】 ご指摘の通り、記載ミスである。グラフの下方にある方の38.3%が正しい結果が反映されたものである。</p> <p>【座長】 2つ目は、アンケートの担当の位置づけは検討会、事務局のどちらになるのか。</p> <p>【事務局】 第1回検討会でアンケートの内容について議論があり、検討会中に確定はできなかったため、検討会後にメール等で各委員とやり取りをしたうえで確定したアンケートを多摩市として事務局が送付した。</p> <p>【座長】 アンケート調査結果について意見があればお願いしたい。</p> <p>【副座長】 回答の中でサークルの理解がもっとほしかった。 アンケート調査は市民やサークル員の理解を得るためには良いものだと思う。</p> <p>【一桒】 アンケート内容の確定については、検討会後も事務局と連絡を取りながら決めたので、検討会として決定したと考えている。ただし、より密に連携をとりながら進められたかなとも思う。 今後の進め方は委員と事務局の連携をとりながら進めてほしい。 アンケート調査の内容については、結果を踏まえて素案に反映させるべき。特に学校についての項目を追加してほしい。</p> <p>【川崎】 結果をどう条例に活かせるかを考えていきたい。</p> <p>【森】 手話を知っている方は多いが、実際に手話を使ったことがある方は少ない印象。 結果を条例に反映させ、今後の活動に活かせるように議論していくことが必要と感じた。</p> <p>【三宅】 意思疎通支援利用者のアンケート結果に、「ろう者を知ってほしい」という回答が多くみられる。聴覚障害への理解を深めて条例づくりを進めていくべき。 条文を難しい日本語に限定せず、誰にもわかりやすく、制定後に意思疎通のコミュニケー</p>

	<p>ションが取りやすくなるような条例にしたい。</p> <p>【木多】</p> <p>市民向けアンケートの回答率44.2%は、こういったアンケートの回答の中では、高い方であるから、市民の手話への関心度の高さを感じる。</p> <p>また、意思疎通支援事業利用者の回答率50%というのは、答えるつもりがないというより、どう答えればよいのかわからない部分もあったのではないかと推測している。</p> <p>市民向けアンケートの「手話が言語であることを知っていますか。」の回答のうち「知っている」が87.6%だったのは、言語という言葉の意味に対する定義が個人によって違うからこそ「知っている」が高い割合であったと考えている。</p> <p>これだけ高い割合での回答があるからこそ、聴覚障がい者にとって手話言語条例がどれほど大切であるかが表れている。</p> <p>【座長】</p> <p>市民向けアンケートで多くの市民が手話を知っていることに驚いた。</p> <p>また、言葉を選ぶことが難しいが、手話が言語であることが徐々に普及してきていると感じた。</p> <p>アンケート結果は、今後条例を作成していく中で、重要な資料になる。</p> <p>報告書には「多摩市手話言語条例に関するアンケート調査」とあるが、条例の名称はこれで決まっているのか。</p> <p>【事務局】</p> <p>今後検討を進めていく中で決めていきたい。</p>
<p>5 (仮称)多摩市手話言語条例素案について</p>	<p>本日の目標は条例の名称決定及び、今後の条例素案作成に向けての指針決定である。</p> <p>事務局より資料3・資料4について説明。</p> <p>【座長】</p> <p>素案について手話通訳者の立場からなにかあるか。</p> <p>【木多】</p> <p>聴覚障がい者にとって理解しやすい条例を作成してほしい。</p> <p>行政の作る文章は一目ではわかりにくく、曖昧な表現も多い。手話言語条例では理解しやすい条例という新しい試みに挑戦してほしい。</p> <p>【三宅】</p> <p>日常生活、特に学校・医療・災害時についての項目に加え、誰が読んでもわかりやすい条例ができるとよいと思う。</p> <p>【森】</p> <p>わかりやすいというところがキーワードになると思う。</p> <p>生活していくうえでどこが重要なポイントかも今後の検討会で相談して決めていければよいと思う。</p> <p>【川崎】</p> <p>聴覚障がい者の意見反映が大前提で、わかりやすい条例がよいと思う。</p> <p>【一栴】</p>

聴覚障がい者以外の市民や事業者もわかりやすい条例が前提であると思う。
また、手話関連施策の実施状況がわかるような条例にすべきである。

【副座長】

基本的にろう者の人権を守ることに繋がる条例になるべき。
手話は言語であり、手話を使ってコミュニケーションが取れるようになる。そういう条例を作りたい。

【安部】

聞こえないことは社会の壁ではないと明記し、ろう者や手話の理解につながるために条例が必要だと思う。

【座長】

大きく分けて、わかりやすいこと、アンケートの結果を多く反映する、ろう者の日常生活の権利を守ること、ろう者の社会参加のコミュニケーションの壁の4つの意見が出たかと思う。

ここで、手話言語条例の構成案について確認したい。

まずは前文について、多摩市らしさを出してわかりやすくすることが重要である。

それぞれの団体の意見を持ち寄ることが大切である。

定義については気になる部分があれば意見を各自で意見を出してほしい。

基本理念について、(1)は手話はろう者の言語であることへの理解、(2)はろう者が社会参加に必要な壁を取り払い、ろう者の権利を守る。この2つを柱として委員の意見を伺いたい。

【大石】

基本理念について基本的な文章の意味は分かるが、いまいちすっきりしない。「意志の自由」という言葉が違う気がする。「人権」という言葉を使ってほしい。はっきりと「ろう者の人権を守る」と記載してほしい。

【座長】

これまで様々な条例案の作成に携わってきた立場から発言したい。

今後、国は手話言語法を作成していくかと思う。国と地方自治体では役割が違ってくると思う。そこを考慮しながら言葉のバランスをとりつつ条例案を作成してほしい。

続いて手話通訳、手話サークルの立場からどう考えるか。

【木多】

副座長の言うように、ろう者が聞こえる人と平等にコミュニケーションを取ることができるようになることが目的であって、ただ、手話を認めればよいという問題ではなく、条例を通じてろう者の権利を守ることが大切であると考えている。

通訳者としては聞こえない人の権利を守る役割も担っている。

【三宅】

サークルとしてろう者のためにできることを考えていく必要があると感じた。

また、副座長の言うように、ろう者の人権を守るといった率直な言葉を入れる必要があると感じた。

【座長】

基本理念の2本の柱は条例の要になる。これで終わりではなく議論を継続したい。「人権」という言葉を入れるかどうかは各団体と多摩市とで調整してほしい。

続いて、それぞれの役割、特に市民の役割について、市民を代表した2人の意見はどうか。

【川崎】

市民の役割については、条例の普及や理解を深めるためにも重要になると思う。

【一栴】

市民の役割については、手話を使いやすい環境づくりのために、手話を音声言語と同じように使う人が生活していて、手話を音声言語と同等に扱うことが大切な部分と考える。

【座長】

市民との間を取り持つ社会福祉協議会の意見はどうか。

【森】

地域福祉を推進する立場から、障がい者の権利の保護以外にも、市民の理解を深めていくことが責務と思う。

意志疎通を図るために、どんな措置を講ずるかは各団体・委員の意見をもらいながら、どんな支援が行えるかを考えていきたい。

【座長】

事業者の責務の(2)は基本理念の(2)に当たるが、(1)と併せて事業者の方には配慮をお願いしたい。

施策の推進の(2)について意見がある場合は、次の検討会までに意見をまとめてもらいたい。

事務局に質問だが、施策の推進(2)において、義務教育の現場で手話を普及する意味合いの条文はあるのだろうか。

【事務局】

1の「手話に対する理解の促進及び普及に関すること」に含まれると考えている。

しかし、はっきりと明記はされておらず、アンケートの結果を見ても教育に関する意見はあると考えていた。今後、教育関係の部署とも調整を進めていきたい。

【座長】

小中学校という言葉を書けるとすると、教育委員会との調整が必須であると思う。

盛り込めるように努力してほしい。

続いて第9条の財政上の措置について、条例に関する予算は意思疎通支援事業とは別で用意されているのだろうか。

【事務局】

予算については条例の中での様々な取り組みを想定している。意思疎通支援事業ももちろん含まれるが、それ以外の例えば新規の事業なども想定される。

【座長】

条例制定後に手話に関する施策の推進状況を各団体の代表が集まり、議論ができる場を含めれば、柔軟に動けるようになると思う。

それを踏まえて次回の検討会で話し合いをしたいと思います。

最後に、他に意見があるだろうか。

【一栴】

素案を見ると、検証の場が含まれていない。

例えば、毎年度毎に手話に関する施策の進捗状況を議会に報告するような条文を加えるのはいかがか。

【座長】

例えば、小中学校で手話に関する活動ができる場を作る、教育委員会から報告する、ホームページに掲載して市民に周知する等、今後様々な仕掛けが必要になってくる。各委員はそういったことを踏まえて事務局に意見を提出してほしい。

他に意見はあるだろうか。

【大石】

ろう児の教育問題についての記載があればいいと思う。ろう児の親が相談のできる環境整備について明記してほしい。

【座長】

最後に、多摩市手話言語条例の名称について意見はあるか。

案のとおり多摩市手話言語条例でよろしいか。

【一栴】

名称をわかりやすいものにした方がよいと思う。

私が考えてきた候補であるが「幸福都市多摩市手話言語の理解とその普及と促進のための条例」のように名称から内容が想像できるものがよいと考える。

【座長】

他の地域でも同じ意見はあったが、ろう者の団体に中心になって決めてもらいたい。本日の検討会で無理に決める必要はないので、今後の検討会やパブリックコメントで決めていくような形にしたい。

他に意見はあるだろうか。

【木多】

わかりやすいという側面で考えると「手話言語条例」という名称でいくと、あくまでも聞こえない人のための条例に見えてしまい、市民や事業者等の他に間接的に関わりがある人達が持つ条例への意識が希薄になる恐れがある。誰もがこの条例が自分にも関わりがあることだと理解できるように、サブタイトルを付ける等の工夫をして、人権についても考えられるような条例の名称にしたい。

【座長】

副題を付けることについて、事務局に問題がないのであれば、その方法も併せて考えていきたい。

各委員が、次回の検討会までに意見をまとめてほしい。意見は3月中に事務局にメー

閉会	<p>ル等で連絡をお願いしたい。</p> <p>他に意見がなければ検討会を終了したい。</p> <p>事務局から連絡事項はあるか。</p> <p>【事務局】</p> <p>本日はありがとうございました。</p> <p>次回の検討会は令和6年5月17日（金曜日）か5月22日（水曜日）の同じ時間で考えているが、またメール等で調整させていただきたい。</p> <p>～閉会～</p>
----	---